

Title	戸塚秀夫著 イギリス工場法成立史論：社会政策論の歴史的再構成
Sub Title	Hideo Totsuka; History of British social policy, 1966
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.9 (1966. 9) ,p.1009(99)- 1013(103)
JaLC DOI	10.14991/001.19660901-0099
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660901-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

3より多く情報を含み、計算も逆行列を一度求めればよいという点で比較的簡単である。しかし二段階に比べそれほどの相違がなければ実用的という意味では難点がある。

5、完全情報最大法 全体系を考慮しながら進む点は三段階と同じであるが、逆行列をくり返し計算しなければならぬという点で最もめんどうである。また係数の標準誤差が利用できないという欠点がある。一般に構造方式を使う場合、古典的最小自乗法において起ったマルチコの問題(主として係数が予想された値と違うといった)を一面において回避することができると考えられるが、同時に全外生変数を考慮するという意味でのマルチコの危険はより増大するとも考えられるであろう。これらの点を考慮すると、現実には古典的最小自乗法が最も多く使われ、ついで二段階最小自乗法が使

われるという理由がわかる。それから当然のことともいえるが、どの計算方式をとっても非常に有意な係数は、計算方式の違いによってその値があまり変わらない、安定的であるといえる。有意でない係数ほど計算方式の違いによって値が大きく違ってくるということが言える。ゴールドバーガーはその著書の中でクライシスの構造方程式の中で消費関数だけをとりあげて示しているが、その場合でもそのことが言えるようである。このことを逆にいえば古典的最小自乗法を用いても各係数が非常に有意である場合は(マルチコの場合は一応除外して)それにつづくよりはるかに構造推定を行う利点は少ないとも言えるであろう。(情報限定法と完全情報法について若干の計算上の問題点を含んだまま述べたので、この点は他日再述したい。)

書 評

戸塚秀夫著

『イギリス工場法成立史論』

——社会政策論の歴史の再構成——

飯 田 鼎

社会政策の本質論争にたいする反省がたかまって以来、その理論的再構成をめぐって新たな問題が提起されている。戸塚氏の今回の業績は、この理論的問題に向から取り組んだものとしてまことに注目に値する労作であるといわなければならない。一読して明瞭なことは、理論構成が、社会経済史学における研究の成果の十分な評価と摂取の上に立っていることであり、社会政策の理論を、歴史的な事実の追求のなから掴みとろうとする熱情が犇々と感じとられることである。つぎのような内容から成っている。

第一編 主題と方法

序 章 研究の主題、第一章 研究の方法、

補論(一) 社会政策本質論争の一回顧——社会政策論の再構成の

ための前提——

第二編 イギリス綿工場における「原生的労働関係」

書 評

第二章 産業革命前夜の綿業労働者

第三章 アークライト工場の出現と教区徒弟

第四章 蒸気力工場の展開と「自由な児童」

第五章 工場制の発展と「原生的労働関係」の克服

補論(二) 「原生的労働関係」の理論

第三編 イギリス初期工場法と「原生的労働関係」

第六章 問題の設定

第七章 初期工場立法の沿革

第八章 初期工場立法の成立根拠

第九章 初期工場立法の諸結果

補論(三) 初期工場立法の理論

補論(四) イギリス産業革命期における労働政策の転回

著者はすでに、社会政策論をもって、大河内理論における如く、「政策提案の学」ではなく、「政策批判の学」として再構成されるべきであるという、まことにユニークな問題提起をもって知られているが、そのような理論的基底の上に立って、つぎのようにいわれる。「戦後約二〇年間のこの分野での研究史をふまえた上で、現在われわれに要請されることは、社会政策学の伝統的な枠からはなれて進められてきた労働問題プロパーについての近來の理論的、実証的研究の成果を前提した上で、かつて提起された問題についての解答を、政策研究の領域において積極的に提示していくことにあるということができる。その場合、社会改良的諸施策についての歴史的研究が、従来の社会政策理論の真理性を吟味する上で

も、また新たな研究段階における政策研究の方向を提起していく上でも、恰好な素材を提供するように思われる」(二一—二二頁)。

ここで著者は、労働問題研究を社会政策学からとき放つことを主張される隅谷教授や氏原教授を中心としておしすすめられたところの、労働問題の実証的個別的研究所の成果を、充分に吸収することの必要性を訴えながら、しかも社会政策学を無用のものとして退けるのではなく、社会政策の歴史の実証的研究を通じて理論を確立するという視点に立つ。著者が「社会政策論の歴史の再構成」とよぶ所以である。そして著者は、イギリス産業革命期における初期工場立法をとりあげるのであるが、その場合、いわゆる原生的労働関係の克服として労働保護法を把握され、それを根幹として構築された大河内教授の理論をめぐってはげしい論戦が闘わされた経過を考察し、その論争において、とくに鋭く対立した大河内一男、岸本英太郎兩教授の限界の意識の上に立って、自己の問題を提起しようとする。すなわち、つぎのように指摘される。「資本制経済社会の順当な再生産にとって、社会政策という国家権力の介入が不可欠であるという一般的命題が、いわゆる自由主義段階についても妥当すべきものとして主張される場合には、その段階における国家が、経済生活に対して権力的に介入する度合が、それ以前や以降の段階に對比して、極めて微弱であったという事実の重みに、然るべき注意が払われないのである。われわれが大河内、岸本兩教授の社会政策理論と方法的に訣別する決定的な分岐点は、そこで前提されてきた、かの一般的命題をとり払った上で、すぐれて歴史的・実証的な研究をこ

ころぞす点にある。その場合に、われわれはまた、兩教授の理論において、資本制経済社会の歴史的發展にともなう階級的対抗関係の形態変化、それに照応する社会政策の形態変化の過程を、歴史的・実証的研究をとおして体系的に把えていく観点が十分に貫ぬかれていなかった、という、兩教授の理論のいま一つの限界についてふれておかなければならない」(二一—二二頁)。

ここで著者戸塚氏は、社会政策の研究の場合に、歴史的・実証的方法を通じての体系化を強く主張した上で、さらに、結論的につぎのようにのべるのである。「われわれがこのような弱点を克服するために、資本制経済の原理的規定がその歴史的發展段階に依じて、どのような特殊歴史の形態規定をうけているか、それと照応してどのような特殊歴史の性格をもつ階級的対抗関係が必然化しているか、更にその特殊歴史の階級的対抗関係に媒介されて、どのような歴史的特質をもつ政策体系が必然化しているか、という観点にいたって、すぐれて歴史的・実証的な研究を進めていくことが必要であろう」(二三頁)。このような立場に立って、著者は、原生的労働関係の克服策としてのイギリス初期工場立法の分析に入るのであるが、著者の研究の手法が、歴史的・実証的であるとともに、それを通じて、新たな社会政策論の構成であるところから、わが国の社会政策の本質論争の主題としての大河内理論と、その基底ともいべきイギリス産業革命についての吟味が、第一章に含められている。そしてほとんど本書全体を通じて、イギリス産業革命の労働者状態の歴史的記述と分析であるが、とくに賃労働の創出過程につい

て、労働市場的側面から、とくに労働移動の問題、初期アークライト工場において雇用された児童労働者——教徒徒弟——の不熟練労働力としての存在とその後における蒸気力工場の本格的展開のもとにおける自由契約による児童労働者の雇用の状態が実に克明に描写されている。すなわち、これは、いわゆる原生的労働関係——無保護の、そして全く権利を奪われた児童および婦人労働者にたいする資本による、まさしく「ヘロデ」的な搾取と支配の関係がいかにして存立しえたか、この問題が中心であり、わが国における産業革命史、とりわけ賃労働史研究に貢献するところ多大であると思われる。

そこで、つぎに第五章、工場制の発展と原生的労働関係の克服において、著者の独自の見解があらわれてくる。いわゆる原生的労働関係の克服が、従来の社会政策学者によって把えられているように国家権力によって行なわれたという主張にたいして強い疑問を抱きながら、つぎのようにいう。「われわれの研究の主題に即してやや先廻りしているならば、国家の社会政策的干渉の意義を確定するために、工場制自体の発展にともなって、『原生的労働関係』を克服する契機が、その労働関係のいわば必然的な結果として、いかに蓄積されてくるかという観点から、歴史的・具体的考察をおこなっていくことが不可欠なのである」(二八六—二八七頁)。著者によれば、原生的労働関係の克服のための重要な契機は、たんに国家権力による外からの法的強制に帰せられるべきものではなく、むしろ、資本制社会における生産力の飛躍的な発展によって、その内部から生まれたという立場をとっており、労働保護法成立以前における労働者階級の組織的抵抗が、とくに綿業労働者の複雑な労働力構成を背景として、いわゆる一般労働組合への参加の事実さえみられることを指摘する。これによって著者は、初期綿工場における労働者の組織的抵抗が「原生的労働関係」の支配をほりくずす契機として作用し発展したことを明らかにしているのであって、この点は、大河内教授の社会政策論が、ひたすら、社会的総資本の内的必然性として、自律的な資本の合理性に帰せられるのに反し、労働者階級の抵抗と相まって、開明的な工場主の原生的労働関係克服への努力をあげ、社会政策としての初期工場立法は、そのような両者の絡み合いのなかで進展するというのが、著者の基本的見解である。補論(一)は、以上のような立場に立って、大河内理論をはじめ、従来の社会政策論を批判したものである。

第三編イギリス初期工場法と「原生的労働関係」においては、一八四七年のいわゆる十時間法制定に至るまでのイギリス初期工場立法の体系・原理および構成主体とその結果とを吟味したものである。そして著者は、(一)工場立法の歴史は、「自由放任」の社会的風潮のなかにあつて、どのような必然性に規定されていたか。そしてさらに、(二)産業革命の進展につれて次第に体系的に整備されてきた工場法は、当時の資本・賃労働関係の展開にいかなる影響をもたらしたか、以上、二つの問題の追求を通じて、工場法の資本制経済の発展にたいする意義を明らかにしようとしている。この場合、もっとも重要なのは、補論(三)初期工場立法の理論および補論(四)イギリス産業革命期における労働政策の転回であろう。以下、結論的にこの章

を中心として検討することにしよう。

著者は、初期工場立法の必然性について、産業において主導的な地位を確保しようとする大資本にみられる相対的剰余価値の生産に主な強調をおく経営政策と、多数の非開明的な工場主および雇用主の不正競争との対立の必然的結果として把握する。すなわち、つぎのようにいうのである。「短期間労働は確かに長期的視野にたつとき経済的たりうるが、主導的資本が安んじて長期的視野にたち、生産機構を高度化させていくためには、たえず必然的に非主導的資本がとり、その進行に妨害的に作用している彼等の非開明的態度を、主導的資本の立場からコントロールする必要があるのであり、自由主義段階におけるそのコントロールの有力な形態が初期工場法であった」(三五二頁)。このように規定されたのち、著者は、(一)工場法の体系がいかに老犬に見えようとも、それによって国家が介入したのは、当時における労働関係のほんの一部についてのみであったとし、工場法は、当時の労働関係における主要な創造者であるよりは、その過程を援助し、それに促進的影響を与えすぎないというのであって、その意味では、大河内教授の理論を支持されるのである。

すなわち、初期工場立法をもって、自由主義的政策体系に対する否定的な異質物として把握することなく、むしろ自由主義的政策体系の「一分肢」として、それを補完する特殊な立法として把握すべきであるとしており、初期工場立法が、自由主義的政策と相対立し矛盾する関係ではないとする見解については、すでに、小川喜一

競争段階における大河内理論の妥当性からくるものと思われる。もしそうだとするならば、独占段階において、社会政策はどのような形であられるのか、やはり保護法における同じように、主導的資本の利益の第一義的擁護としてあらわれるかどうか、こうした問題についての著者の見解が披瀝されているならば、更に説得的であったらうと思われる。

しかし本書は、イギリス産業革命期における主として綿工業を中心とする労働力構成について、きわめてすぐれた分析を展開しており、教えられるところが実に多い。著者の精力的な勉強に敬意を表わすものである。と同時に、独占段階のドイツにおける社会政策研究に志そうとしている筆者は、著者の問題提起から刺激をうけることと多く、今後とも御教示を賜わることをお願いするものである。

(未来社・一九六六年四月刊・A5・三八二頁・一六〇〇円)

M・ガロ

『十八世紀ガティヌにおける

土地制度と農民』

渡辺 國 廣

〔一〕地主・小作関係の一つに、メタヤージュがある。今日とりわけフランス西部に集中的にみられる。メテリを軸とする賃貸借の関

書 評

氏も、すぐれた理論を展開しておられることは周知の事実である。それから著者は、労働者保護法は、本質的には、主導的資本の利益をこそ第一義的に保護しようとしていた、といっても過言ではないとしておられるが、これはいわゆる「資本間競争」の理論と、結論的には一致するものとはいえないであろうか。

初期工場法を自由主義的政策体系と異質な原理の上に成立した政策であるかの如く把握する見解にたいして、著者は批判を加えながら、いわゆる自由競争段階における社会政策研究は、資本・賃労働の実存形態とその相互の連関がまさにこの段階における資本制的労働関係の展開のために、国家の権力的介入を要請せざるをえなかった歴史的事情を明らかにすることが必要なのであると結論されている。

この研究は非常に実証的であり、社会政策研究であるとともに、イギリス産業革命史についてのすぐれた研究である。しかし理論的には、かつての社会政策の本質論争にたいする批判として出発したにもかかわらず、大河内教授の生産力説の自由競争段階における妥当性を実証したにとどまるのではなからうか。もちろん著者は、大河内教授の如く、社会政策をもって、社会的総資本の自然律から発するものとして把握してはいないし、労働者階級の組織的抵抗が工場法制定にたいする圧力となったことを強調しているけれども、「保護法は、本質的には、主導的資本の利益をこそ第一義的に保護しようとしていた」として、やはり「労働力保全説」の立場に立つといっても過言ではないのではなからうか。これは、ひとつには、自由

係であるが、その成立は十六世紀までさかのぼる。これが革命の勃発にどう関係し、また革命の経過のなかでいかに自己貫徹していったかは注目に値する。そうした問題意識の下、ガロ教授の論述を整理したのが、以下の記述である。フランス革命をどの面で捕捉するかについては、いろいろと立場があらう。ここでは地主制との関連でみようとするわけだが、一体どうか。

問題は、かかる革命理解の持つ意味であった。これと関連し、地主制が革命前のフランスにおける土地所有形態のなかでどれほどの比重を占めていたかは重要であらう。一般に地主制は、耕作者が同時に土地の所有者であるという体制を粉砕しながら成立するわけだが、フランスの場合、その徹底は避けられた。ここにフランスは、地主制と農民的土地所有の二つを持つことになるが、しかしなお前者の発展の前に後者の存続は危険にさらされていた。フランスにおける地主制は、そうしたものとして把握できるが、封建諸力の介在はその自由な展開を妨害した。革命で地主制は封建諸力を排除することにより飛躍の契機を得た。ガロ教授もまた革命の意味をそこにみるのであった。

〔二〕土地は賃貸借の関係に組込まれた。その場合、賃貸借の単位といえは、メテリであった。集積財産を、メテリに一括、これを単位に、土地をめぐる賃貸借の関係が成立していった。単に土地が賃貸借の対象というのと違う。貸付地は、メテリとして現象した。

メテリは、土地と付属施設からなり、一括して賃貸に出された。次表は、その構成を示す。ガロ教授の記述を整理して得た。単に土